

A I を活用した高齢者のモニタリング電話サービス実証に 関する協定の締結について

本年 6 月 2 3 日、地域包括支援センターにおける A I を活用した高齢者のモニタリング電話サービス実証に関する協定（別紙 1）を下記のとおり締結しましたのでお知らせします。

記

1 締結の相手方

- (1) ネイバークラウドジャパン株式会社（代表 キム ユウォン 金 猷元 氏）
- (2) 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（会長 渡部 英二 氏）

2 実証の目的

本市の地域包括支援センターであり、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会の運営する「高齢者あんしん支援センター」が行う高齢者への定期的な連絡業務において、ネイバークラウドジャパン株式会社が提供する A I を活用した高齢者のモニタリング電話サービス（NAVER CareCall）を活用し、当該業務の改善及び効率化に向けた国内初の実証事業を実施し、持続可能な地域包括ケアシステムの構築及び市民サービスの向上を図ることを目的としています。

3 協定の有効期間

令和 7 年 6 月 2 3 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

4 今後のスケジュール（予定）

- (1) 実証開始 令和 7 年 7 月
※実証事業期間中の NAVER CareCall のサービス利用に係る費用は無償
※実証事業の内容は、別紙 2 のとおり
- (2) 中間評価 令和 7 年 9 月
- (3) 最終評価 令和 8 年 3 月

AI を活用した高齢者のモニタリング電話サービス実証に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とネイバークラウドジャパン株式会社(以下「丙」という。)は、地域包括支援センターにおける NAVER CareCall(丙の提供する AI を活用した高齢者のモニタリング電話サービスをいう。以下同じ。)の実証を通じて、地域包括ケアシステムの構築と市民サービスの向上を推進するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲、乙及び丙が、相互に連携及び協力し、甲及び乙が提供する地域福祉サービスに係る業務において、NAVER CareCall を活用した業務改善及び効率化に向けた実証事業(以下「本 NAVER CareCall 実証事業」という。)を行い、地域包括ケアシステムの構築及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力のうえ、取り組むものとする。

(1)地域福祉サービスに係る業務に関すること

(2)NAVER CareCall の機能、仕様に関すること

(3)その他デジタル技術を活用した(1)の業務の改善及び効率化による市民の利便性向上等に関すること

2 前項の項目は、甲、乙及び丙が協議し、追加又は変更することができる。

3 連携に関する具体的内容は、甲、乙及び丙の間で協議して決定することとする。

(他の団体との連携)

第 3 条 甲、乙及び丙は、本協定の締結により、丙が甲及び乙以外の地方公共団体及び福祉事業関連団体等と連携及び協力することは妨げない。ただし、本 NAVER CareCall 実証事業について、丙が甲及び乙以外の地方公共団体及び福祉事業関連団体等と連携及び協力する場合には甲、乙、及び丙の間で協議することとする。

(有効期間)

第 4 条 本協定の有効期間は締結の日から令和 8 年 3 月 31 日とする。なお、有効期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、書面にて変更することができるものとする。

(権利の帰属及び利用の範囲)

第 5 条 本協定に基づく連携により得られた成果に、連携を開始する前からの甲、乙又は丙が保有している知的財産権が含まれる場合、当該権利は従前の権利者に留保されるものとする。

2 本協定に基づく連携により得られた技術情報(ノウハウ、コンセプト、アイデア、その他の学術、実用上有益な技術的な情報をいう。)及び成果物の権利の帰属及びその利用については、発生の都度、甲、乙及び丙の間で協議して決定する。ただし、NAVER CareCall に関する商品開発・設計、提供及び販売に関わる権利は、丙に単独で帰属し、丙は自由に NAVER CareCall に関する事業を展開することが出来るものとする。

(費用負担)

第6条 本協定に第1条に定める本 NAVER CareCall 実証事業において活用する、丙が甲及び乙に付与する NAVER CareCall のサービス使用料は、無償とする。

(秘密保持)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に関連して知り得た相手方の業務上または技術上の秘密情報及び非公開情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

2 前項の義務は、本協定終了後もなお有効に存続し、効力を有するものとする。

(協定の変更)

第8条 甲、乙又は丙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲、乙及び丙の間で協議のうえ、この協定の変更を行うものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合、その都度、甲及び乙の間で協議のうえ、これを決定するものとする。

2 本協定に基づく連携の実施に当たり適用される契約、規約又は約款等(名称の如何を問わない。)と本協定が矛盾、抵触する場合は、特段の定めがない限りは、契約、規約又は約款等の規定が本協定に優先して適用される。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月23日

甲 島根県出雲市今市町70

出雲市

市長 飯塚 俊之

乙 出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内

社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会

会長 渡部 英二

丙 東京都渋谷区桜丘町1番地1号

渋谷サクラステージ SHIBUYA タワー 23 階

ネイバークラウドジャパン株式会社

代表取締役 金 猷元

別紙 2

○実証事業の概要

